

## 第7章 将来の目標設定と取組みの方向性

### 1 50年先の山形県における水道の理想像

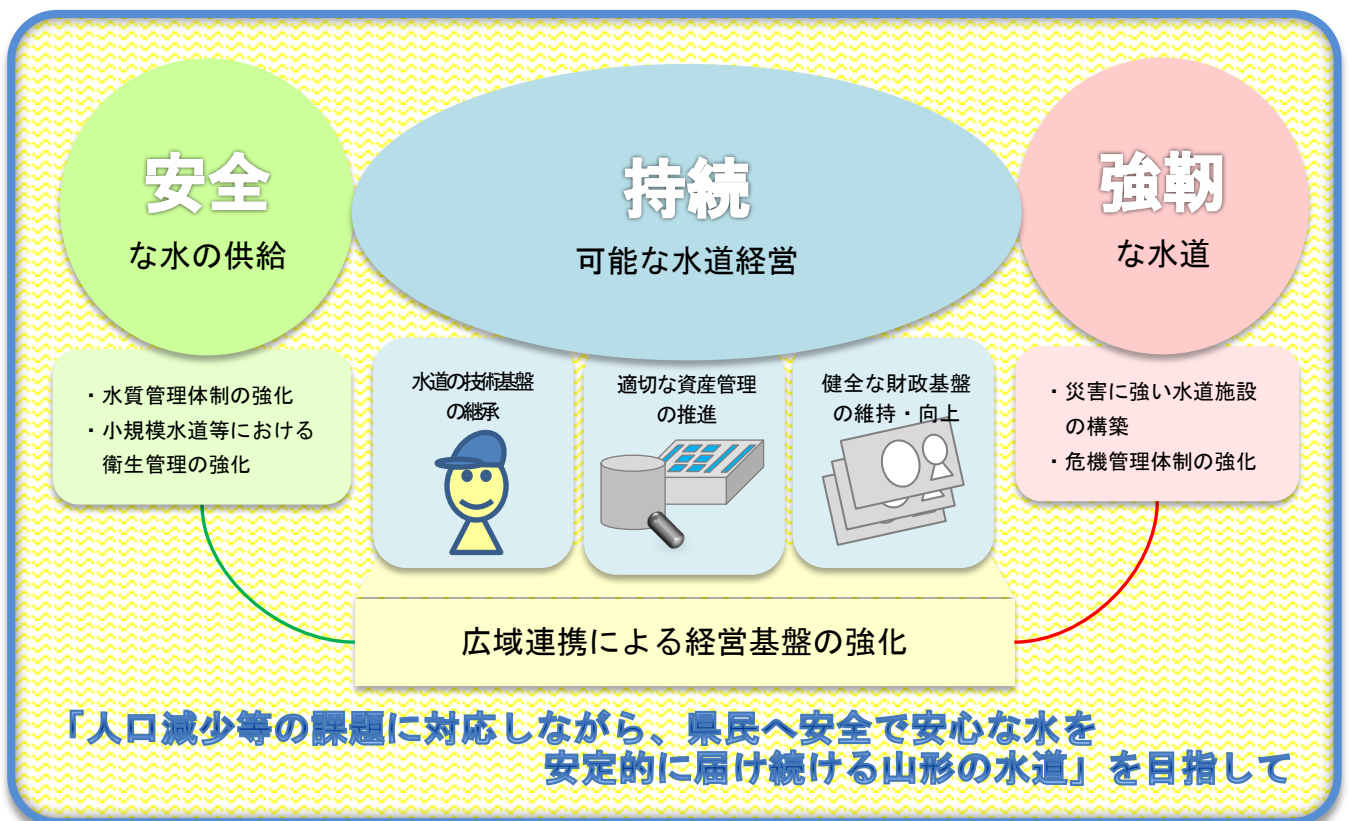
現状分析・評価、課題整理の結果を踏まえ、3つの視点（「持続」可能な水道経営、「安全」な水の供給、「強靱」な水道の構築）から、50年先の水道の理想像を次のとおり設定し、目標とします。

人口及び給水量減少による料金収入の減少や施設効率の低下、集中豪雨等による浄水処理障害などの外部環境の変化や、料金収入の減少による財政状況の悪化、人員削減による職員数の減少などの内部環境の変化により、今後の事業環境は一層厳しい見通しとなっています。

今、当たり前のように安全で安心して利用されている水道。この水道を人口減少等の課題に対応して、持続的に使えるよう次の世代に渡すこと。これが本県における水道の理想像と考えます。

そのため、将来の理想像として、「人口減少等の課題に対応しながら、県民へ安全で安心な水を届け続ける山形の水道」を掲げます。

図7-1 50年先の山形県における水道の理想像



## 2 理想像を踏まえた取組みの方向性と実現方策

---

### (1) 「持続」可能な水道経営

---

#### ア 健全な財政基盤の維持・向上

---

##### ○ 採算性を確保できる適正な水道料金の設定と定期的な検証の実施

###### ➤ 中・長期的な視点に立った財政計画の策定

老朽化した施設の更新や耐震化のための費用と水需要の減少により、将来の水道事業の経営環境の悪化が懸念されることから、将来にわたって水道事業を持続可能なものとするためには、長期的な見通しに基づいて水道料金を設定する必要があります。

そのため、各水道事業の実状を踏まえ、中長期的な視点から投資・財政計画を策定し、経営基盤の強化を図っていきます。

なお、財政計画の策定に当たっては、水道事業のマスタープランとなる「水道事業ビジョン」、中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略<sup>注1</sup>」、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するための実践活動である「アセットマネジメント」による中長期的な更新需要予測に基づいて取りまとめることが重要であることから、これら各種計画等の策定や見直しを促進します。

###### ➤ 水道料金の定期的な検証

今後、現状のサービスを維持していくためには、採算性を確保できる安定した収入の確保が重要であることから、水道料金について、水道事業の長期的な見通しを丁寧に示しながら、水道料金算定要領（公益社団法人日本水道協会刊）に定める3～5年ごとの定期的な検証及び必要な改定を行うことが必要であり、水道事業経営や料金に関する審議会を設置するなど、利用者の理解を得るための取組みを積極的に推進する必要があります。

そのため、水道料金算定に関する研修会の開催や、料金改定事例発表会の開催等により適正な水道料金の設定を促進します。

---

注1 経営戦略

平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知において、「「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源の見通しを試算した計画（財源試算）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画である。また「経営戦略」には、組織効率化・人材育成や広域化、PPP/PFI等の効率化・経営健全化の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載することが求められる。」とされている。

## ○ 各水道事業者等による水道事業ビジョンの策定と実現方策の実行

水道事業においては、人口減少による水需要の減少等、近年の水道事業を取り巻く環境は大きく変化してきています。

環境が大きく変化する中で、公衆衛生の向上を図り、住民の生活において欠くことのできないライフラインとして、安全で良質な水を安定して供給していくためには、長期的視点に立ち、事業経営の方向性を示した計画の立案が重要であることから、各水道事業者等の「水道事業ビジョン」策定を促進します。その際、県は水道事業者等の必要に応じて助言等を行うなどの支援を行っていきます。

さらに、水道事業ビジョンで示した将来の目標に向けた実現方策の実行と、PDCA サイクルによる検証と改訂を促進します。

## ○ 住民に対する事業経営の現状と将来見通し等の積極的な情報発信

本県においては、水需要の減少に伴う収入減により、現状でも全国平均と比較して高い水道料金の更なる上昇が考えられることから、水道事業者は、経営効率化の努力を含めた水道事業の現状と将来見通しについて住民目線に立って説明し、水道サービスの提供に対する負担に対する理解が得られるよう努めていく必要があります。

そのため、事業経営の現状や将来見通し等について、わかりやすく整理し、それを積極的に情報発信することや、水道施設の見学会や意見交換会の開催等により、県民の水道事業への理解と信頼を醸成する取組みを促進します。

## ○ 事業者間の連携による経営効率化の検討

水道法第 14 条第 2 項第 1 号で「料金は能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なもの」とされており、水道事業が公益事業としてなすべき正常な努力を行った上で必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用を含む総括原価の算定と、これを需要者に適正に配分する料金体系の設定が必要とされています。

今後、経営環境が一層厳しくなることが推測されるなか、市町村の枠を越えた事業者間の連携による費用縮減の努力を住民に示したうえで、理解を得ることができる妥当な料金体系を設定していくことが望まれます。

そのため、地域全体の水道事業の基盤強化を図るため、事業者間の連携による経営効率化について検討し、そのメリットを早期に発現する取組みを促進します。

## イ 適切な資産管理の推進

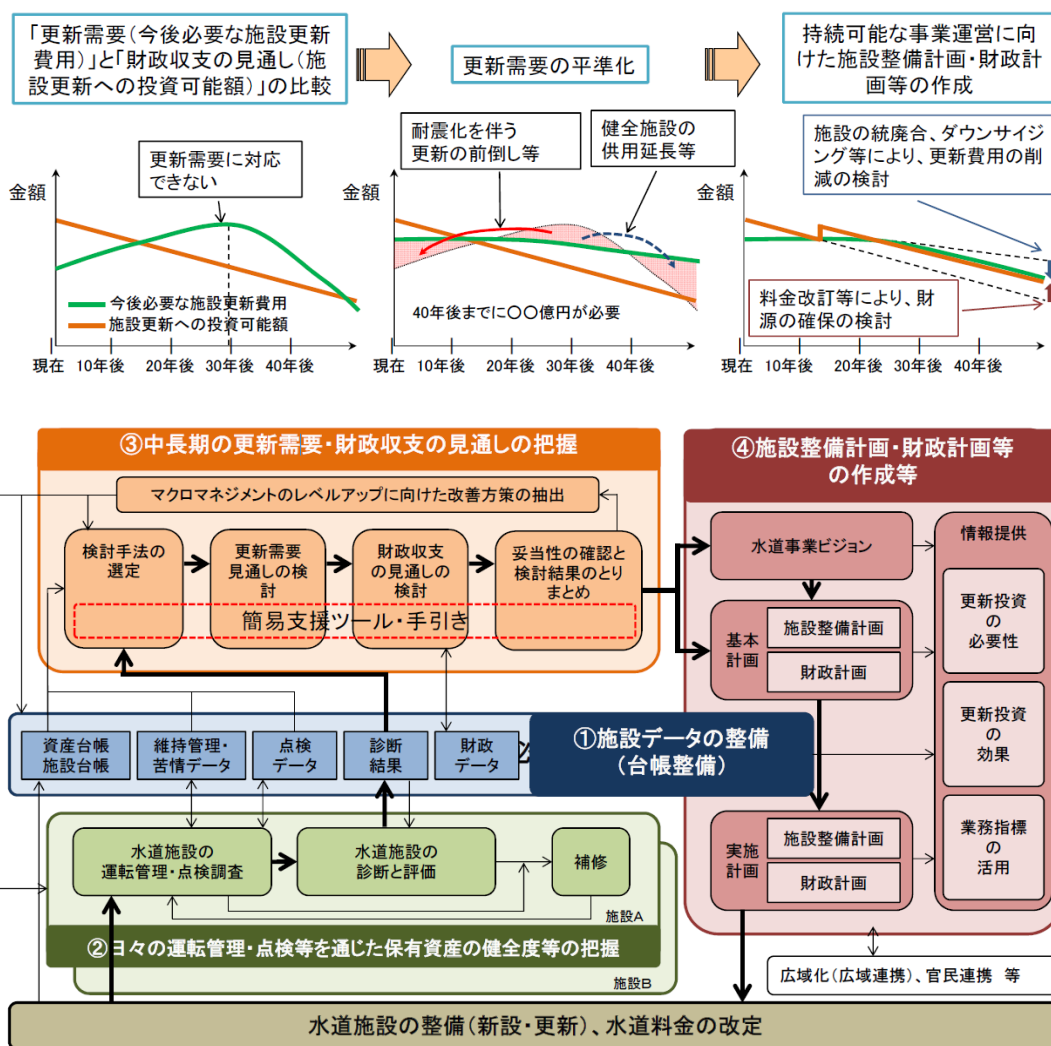
### ○ アセットマネジメント（資産管理）の実施と施設更新計画等への反映

水道施設の老朽化が進行し、施設の更新に要する費用が今後増大するなか、人口減少等により料金収入の減少に伴う投資額の減少が予想されており、必要な投資量を見極めつつ、そのための財源を確保することが必要です。

このため、中長期的な財政収支見通しに基づいて、施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくため、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する「アセットマネジメント」の実施を促進します。

さらに、アセットマネジメントによる将来の更新需要の把握と財政収支見通しに基づく更新需要の平準化などを考慮した施設更新計画を策定し、効率的な施設更新を促進します。

図 7-2 アセットマネジメントの構成要素及び実施サイクル



【出典】厚生労働省資料

## ○ 施設台帳の整備・管理と施設の適切な維持管理

水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基本的事項を記載した台帳は、水道施設の適切な管理のほか、計画的な施設の更新、災害対応、広域連携や官民連携等の全ての基礎となる有用な情報であり、極めて重要です。

施設台帳の整備が水道法の改正により義務付けられる予定であることから、整備していない事業者においては早急に整備を進めるとともに、整備済の事業者においては施設の更新等による台帳の修正等が適時適確に行われ、固定資産台帳との整合が確実に図られるよう、適切な台帳の整備を促進します。

また、今後増加する老朽化施設について、事故防止や水道水の安定供給の観点、施設の長寿命化を図り更新費用を抑制する観点、及び長期的な更新需要の把握に必要な施設の健全性を確認する観点から、水道施設の点検を含む維持・修繕は極めて重要です。

厚生労働省令で定める基準に従った水道施設を良好な状態に保つための維持及び修繕（点検を含む）が水道法の改正により義務付けられる予定であることから、適切な施設の維持・修繕ができる体制の構築とアセットマネジメントへの反映を促進します。

さらに、効率的な維持管理や水道事業経営のための ICT（情報伝達技術）等の技術の活用についても研究していく必要があります。

## ○ 事業者間の連携による施設配置等の最適化

今後、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化が進むことから、水道事業者及び水道用水供給事業者が一体となって、事業の違いや市町村界にとらわれず、地域全体で最適な施設配置・能力となるよう、水源・浄水場・配水池等水道施設の統廃合やダウンサイジング等を検討し、計画的な更新を促進していきます。

なお、この際には、コストとリスク回避のバランスを考慮しつつ、基幹管路の環状化や、災害・事故・管路更新時のバックアップについても検討し、給水安定性を高めることにも配慮するものとします。

## ○ コンパクトなまちづくり施策と連携した給水区域の検討

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確認し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める施策が県内においても検討されています。

今後、水道事業についても、コンパクトなまちづくりと連携して、給水区域や効率的な水道施設の再構築（管路の縮減等）の検討が必要となってきます。

○ **水道事業全体をマネジメントできる人材の育成と配置**

水道にかかる業務は多岐にわたり、専門的知識や技能を有する職員の配置が必要不可欠です。

このため、水道技術管理者等の水道事業全体をマネジメントできる人材の育成と適切な配置が行われるよう、自治体等において水道事業に係る計画的な人事管理に努めていく必要があります。

○ **地域における技術基盤の確保**

県内の水道事業者の職員数は減少傾向で推移しており、かつ、今後の料金収入の減少を考慮すると、現在の事業規模を維持して人件費を増やすことは困難な事業者も少なくないと考えられます。

そのため、地域で技術力を持つ水道事業の職員による研修会の実施や、他の水道事業者等が技術的な相談に応じる仕組みづくりなど、地域や県内全体で協力できる体制の構築を進め、技術基盤の確保を図ります。

○ **OJTや他水道事業者との情報交換等の交流推進**

人材の育成に当たっては、ベテランと若手のバランス良い配置のもとで、現場の実務を通じて技術を継承していく必要があります。

そのため、職員年齢構成・職歴等のバランスのとれた体制でのオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）による人材育成が重要です。

さらに、全国の先進事業者等との情報交換等の交流を積極的に行うことで、士気が高く視野の広い水道職員の育成に努めていく必要があります。

○ **多様で効果的な官民連携の推進**

民間の活用は、単なる短期的なコストダウンの手法というだけでなく、民間企業が有する優れた技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があります。

そのため、水道事業者の人員、ノウハウなど公共側が持つ能力に応じ、民間の能力を積極的に活用することができる効果的な官民連携を進めていく必要があります。

民間の活用事例としては、県内でも一部の市町村で導入されている「第三者委託」や改正水道法で位置づけられ、他県で導入を検討するなど関心が高まっている「コンセッション」等の多様な手法があり、事業環境等に応じた手法を検討する必要があります。また、広域連携による同種業務の民間一括発注など、規模のメリットを働かせた、多様で効果的な官民連携を促進します。

ただし、導入に当たっては、ライフラインの特性にかんがみ、先行事例の取組みを研究するとともに、有識者の知見等も踏まえながら検討する必要があります。

---

## (2) 「安全」な水の供給

---

### ア 水質管理体制の強化

---

#### ○ 水源から家庭までの安全な水道を構築する「水安全計画」の策定と計画の実施

水源における原水の取水から給水栓までの間にあるリスクの発生場所、発生要因、重大度、汚染防止対策について検証した「水安全計画」の策定を推進します。本県の水道事業者の策定率が低いため、策定済の県内水道事業者の事例の横展開や水安全計画作成支援ツールの活用により策定率向上を目指します。

#### ○ 水源地域の保全

本県においては、水道水源である寒河江ダムや神室ダム、月山ダム周辺において山形県水資源保全条例に基づく水資源保全地域<sup>注1</sup>が指定されるなど、水源地域の保全が図られています。このようなことから、今後も他の水道水源における水資源保全地域の指定を検討を進め、水源地の保全を図っていく必要があります。

#### ○ 原水水質に応じた適切な施設整備と運用

原水水質の変化に対応できるよう、適切な施設整備と運用を図っていく必要があります。特に高濁度原水への対応については、設備の対応限界の向上について強化する取組みや訓練等の充実と技術の継承を促進していきます。また、事業者間における断水時の水融通の円滑化を図るとともに、断水時のバックアップ水源の取り扱いについても、地域の水道事業全体で比較検討することにより、地域内の危機管理体制の充実を図ります。

#### ○ クリプトスポリジウム等に対応した浄水施設の整備

クリプトスポリジウム等対策については、厚生労働省の対策指針（「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（健水発第 0330005 号平成 19 年 3 月 30 日）」）に基づいた対策の徹底が必要です。施設整備が未対応な施設については、定期的に原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施し、原水の水質監視を徹底してクリプトスポリジウム等の混入の恐れが高まった場合には、取水停止等を行うとともに、対策設備の早期導入を促進します。

---

<sup>注1</sup> 山形県水資源保全条例に基づく水資源保全地域

公共用に供される水に係る取水地点及びその周辺の区域であって、水資源を保全するため適正な土地利用を図る必要がある地域として知事が指定。当該区域における土地取引や開発行為等に対して規制が生じる。



## ○ 鉛製給水管の解消

鉛製給水管の解消に向けた取組みを進めているところですが、未だ鉛製給水管が残存しています。また、鉛製給水管の使用状況を把握していない水道事業者もあるため、使用件数の把握に努める必要があります。

鉛製給水管は私有財産である宅地内の配管にも使用されているため、解消に向けた取組みが難しい面もありますが、鉛製給水管布設替する利用者に対する助成制度や、配水支管等の更新に合わせて宅地内の鉛製給水管の使用状況を所有者に周知し取り替えを促すなどにより、鉛製給水管の解消を促進します。

## イ 小規模な水道等における衛生管理の強化

### ○ 県及び市町村による小規模水道等の衛生管理に対する指導の強化

#### ➤ 小規模水道<sup>注1</sup>（給水人口 50 人以上 100 人以下の水道）

条例により、年 1 回以上の水質検査の実施が義務付けられており、引き続き検査の徹底を図っていきます。また、衛生的な水道水の確保に向けて、県及び市の担当部局による指導の徹底を図ります。

#### ➤ 簡易専用水道<sup>注2</sup>及び小規模貯水槽水道<sup>注3</sup>の衛生管理の徹底

貯水槽水道の担当部局と水道事業者の間で情報共有を図り、貯水槽水道の設置状況の把握に努めます。また、対象施設への県及び市の担当部局による立入等監視指導を強化するとともに、貯水槽水道設置者への直圧給水化を推奨します。

<sup>注1</sup> 小規模水道（山形県小規模水道条例による）

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、次の各号の 1 に該当するものをいう。ただし、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の適用を受けるもの及び臨時に施設されたものを除く。

（1）給水人口 50 人以上のもの

（2）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所に布設するもの

<sup>注2</sup> 簡易専用水道

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水道のみを水源とするもの。ただし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられた水槽の有効容量の合計が 10 m<sup>3</sup>以下のものは除かれる。

<sup>注3</sup> 小規模貯水槽水道

水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽（受水槽の容量が 10 m<sup>3</sup>以下）を有する施設。

➤ 飲用井戸等の安全性の確保

水道法や条例の適用を受けない、飲用井戸などにより個人用の飲料水が供給されている小規模な自家用水道についても、設置者等による適切な管理が行われるよう、助言体制の充実を図ることが必要です。

また、厚生労働省健康局水道課長通知（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の留意事項等について」健水発 11188 第 1 号平成 23 年 11 月 18 日）により、「飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策も全ての市が実施することが適切である」とされていることから、飲用井戸等に関する事務の権限移譲について検討します。

○ 地域住民が管理する民営水道の公営化の検討

小規模な民営の簡易水道等についても、適切な管理や技術者の確保、災害対策を十分に行っていくことが必要です。状況に応じた公営化（上水道への統合等）に向けた検討等、市町村とともに助言していきます。

---

### (3) 「強靱」な水道の構築

---

#### ア 災害に強い水道施設の構築

---

##### ○ 「耐震化計画」の策定と計画の実施

浄水場や主要配水池、基幹管路等配水に当たって基幹的位置を占める施設や、病院や避難所等の重要給水施設への配水ルートなど優先して耐震化を進めるべき箇所の把握をした上で優先順位を定めた耐震化計画の策定を促進します。

また、耐震化にあたっては、長期にわたって多額の費用が必要となることを踏まえ、補助金を有効に活用しつつ、優先度の高いものから実行可能な耐震化スケジュールを策定し、着実に耐震化が図られるよう助言を行っていきます。

さらに、広域連携による地域の水道システム全体の将来像を検討するにあたっては、活断層を勘案した水道施設の配置や災害時を考慮した水源のあり方などについても、県、地域の水道事業者及び水道用水供給事業者全体で検討していきます。

##### ○ 緊急連絡管や配水池への緊急遮断弁等バックアップ機能の整備

緊急連絡管の布設、自家発電設備による電力の確保、水源に影響が生じた場合のための予備水源の確保等、必要に応じたバックアップ機能の整備を促進します。

また、応急給水用水の確保のための配水池への緊急遮断弁<sup>注1</sup>の整備を促進します。

#### イ 危機管理体制の強化

---

##### ○ 応急給水計画や事業継続計画等の危機管理に関するマニュアル等の整備

災害時に迅速かつ適切に応急給水、応急復旧、応援受入れの対応が図られるように、危機管理マニュアルを整備することが必要です。マニュアルの整備にあたっては、それぞれの水道事業者の体制を勘案し、必要に応じて他の水道事業者及び水道用水供給事業者と連携して整備することも検討していく必要があります。

また、施設の運転管理、維持管理等に係るマニュアル又は標準作業書の作成による、非常事態下でも最低限の作業はどの職員でも対応できるような体制の整備を進めていく必要があります。

---

注1 緊急遮断弁

地震や管路の破裂などの異常を検知するとロックやクラッチが解除され、自動的に自重や重錘または油圧や圧縮空気を利用して緊急閉止できる機能を持ったバルブ。

### ○ 定期的な防災訓練の実施とマニュアルの見直し

訓練実施にあたっては住民参加を促し、住民の危機管理意識の向上を図っていくことが重要です。また、危機管理マニュアルの実効性を高めるために、定期的な防災訓練の実施とマニュアルの見直しを適宜実施するよう促していきます。

### ○ 復旧資機材の備蓄と応援体制の強化

災害発生時には燃料や復旧資材等の確保が課題となることから、資材の共同備蓄や燃料融通など、水道事業者間での連携を促進します。

また、他の水道事業者との広域的な相互応援体制を構築するとともに、応援フローの確認や図上訓練等を実施することが重要です。また、地元水道工事店組合等との災害時協定等の締結による災害復旧時の人材及び資材の確保、住民自らが容易に仮設給水管を設置できる応急給水拠点の整備や、住民との協働による給水訓練を促進します。

### ○ 住民への広報等の充実

災害時に住民に混乱が生じないようにするため、日頃から、住民との応急給水訓練、関係機関と連携した避難所や応急給水場所の周知等が重要であることから、災害時の対応について、住民への広報等の充実を図っていく必要があります。

## (4) 広域連携による経営基盤の強化

### ○ 広域連携の推進

地形等の自然的条件、生活圈等の社会的条件、水道整備基本構想に基づく広域水道の整備状況を考慮し、第3章で設定した4圏域での広域連携を推進していきます。

ただし、県内の4圏域は、給水人口が均一ではなく、最も給水人口が少ない最上圏域と最も多い村山圏域では7倍以上の人口差があり(H27末現在)、経営条件に大きな格差があります。

県内全域において、安定的な水道サービスを受けることができる水道とするために、将来的に必要な場合は、より広い範囲での広域連携を進めていくものとします。

#### ～広域連携のメリットとハードル～

##### 1 広域連携のメリット

(1) 統合による施設共有化や統廃合によるコスト削減  
単独で更新する場合と比較して、長期的には将来の更新投資を削減でき、結果として大幅な財政負担の削減が可能

(2) 広域化に対する補助金の活用  
「生活基盤施設耐震化等交付金」の活用  
(都道府県ビジョンの位置づけが必要)

(3) 民間事業者の活用等の拡大による経営効率化  
(スケールメリット)

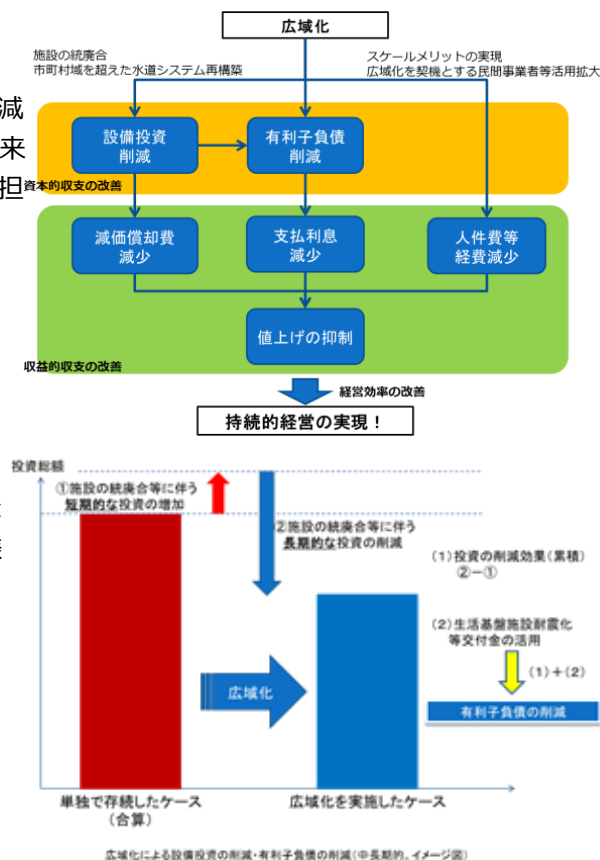
- ・事業拡大に伴う、類似業務の包括的な発注
- ・統合により組織された水道技術者部門の適切な監督による、地域の多様な水源に応じた「多様な官民連携」

(4) 事業経営面や技術面の人材・ノウハウの共有

- ・複数事業者の人材共有による、地域の中核的な水道事業者の有するノウハウの小規模事業への活用
- ・技術者の共有化により、適切な水質管理が地域全体で実施

(5) 危機管理体制の強化

- ・組織規模が拡大することで、危機管理体制の充実が図られることによる「災害対応能力の向上」
- ・市町村の枠を越えて管路を一体化することで、緊急時における代替水源確保が可能



## 2 広域連携のハードル

### (1) 地理的な条件

- ・本県には地理的に離れ、互いに水源や浄水場を活用することが困難な地域が存在  
⇒施設整備面におけるメリットを見出しにくい

### (2) 地域間格差

- ・料金格差（県内では、最大 1.62 倍※家事用（13mm）20 m<sup>3</sup>/月使用（H29.9.30 現在））
- ・財政面（起債残高、経営状況）の格差
- ・施設整備水準の格差
- ・サービス水準の格差

### (3) 調整の困難さ

- ・利害の対立、住民・議会への説明

## 3 ハードルへの対応

### (1) 地理的な条件

施設整備面以外のメリット（広域化に対する補助金の活用、民間事業者の活用等の拡大による経営の効率化、事業経営面や技術面の人材・ノウハウの共有、危機管理体制の強化）は享受できる可能性がある。

### (2) 地域間格差

格差の課題により事業統合が難しい場合、1つの事業者で複数の事業を運営する「経営の一体化」を先行して行うことで、経営の一体化による統合のメリットを享受しながら、事業間の調整を行い、格差が徐々に解消する努力を行うことでハードルを乗り越えていくことも検討する。（県内 1 水道を目指す香川県は、10 年かけて各市町の水道料金の格差を徐々に解消し、10 年後には統一する方針）

### (3) 調整の困難さ

地域水道事業者同士が組織の枠を越えて、全ての地域住民のために議論して調整していく必要があります。

## ～広域化は万能薬か？～

広域化にあたって留意すべきは「広域化すれば全てがうまくいくとは限らない」ということです。検討会の委員からも「広域化しただけでバラ色にはならない。民間企業の場合でも、合併した場合に重要なのはポストマージャーインテグレーションという経営統合した後のマネジメントが大事。広域化した後にどうやっていくべきかについては、ある程度は明確にした方がいい」との意見がありました。

また、広域化したとしても、人口減少や施設の老朽化等の課題がなくなるわけではありません。広域化は、それらの課題による負担の軽減、すなわち「持続可能な水道経営」のための手段であると考えます。

そのため、広域化の詳細を検討するにあたっては、そのメリットを最大とするため、県を含む関係者の真摯で前向きな検討が必要です。

さらに、統合後は、統合効果を実際に発現させるための部署を設けるなど、経営改善を継続して実施していくことが重要となってきます。

## ○ 検討の進め方（例）

検討にあたっては、地域の特性を考慮するため、圏域ごとに検討する場を設けるとともに、検討内容も地域の状況を踏まえて協議して決定していくこととします。

### ① 水道事業広域連携検討会

地域の水道事業者及び水道用水供給事業者の全ての参画を得て検討します。

（全体会）

- ・ 部課長レベルを想定
- ・ 検討会の役割や検討スケジュールの決定
- ・ 作業部会の設置と作業部会の検討事項の決定・指示・助言
- ・ 検討報告書の決定

（作業部会）

- ・ 各事業の現状把握、課題整理、広域連携等方策の検討
- ・ 単独経営と広域連携した場合の将来予測を比較（見える化）

### ② 広域的連携等推進協議会（改正水道法第5条の4（予定））の設置（圏域別）

構成（例）：学識経験者、県、圏域市町村、圏域内水道事業者、水道用水供給事業者

※ 構成員・構成下部組織（幹事会等）の詳細は、事前に構成機関の事前協議で定める。

目的：広域連携の推進に関する合意形成

協議事項：本協議会で定めますが、例として下記の項目が考えられます。

- ・ あるべき姿について
- ・ あるべき姿の実現に向けた方策について
- ・ 広域連携に向けた行程について
- ・ 広域連携の推進における今後の留意事項について

※ 協議会において協議が整った事項については協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。（改正水道法第5条の4第3項（予定））

また、詳細な広域連携効果について、地域全体を捉えて十分に検証し、住民等に対して具体的に示すことが広域連携への理解と合意につながるものと考えられます。なお、4圏域でも広域連携に向けた進捗状況が先行した圏域の状況については、他圏域に情報提供を積極的に行うことで県内全域の広域連携の進捗を進めていきます。

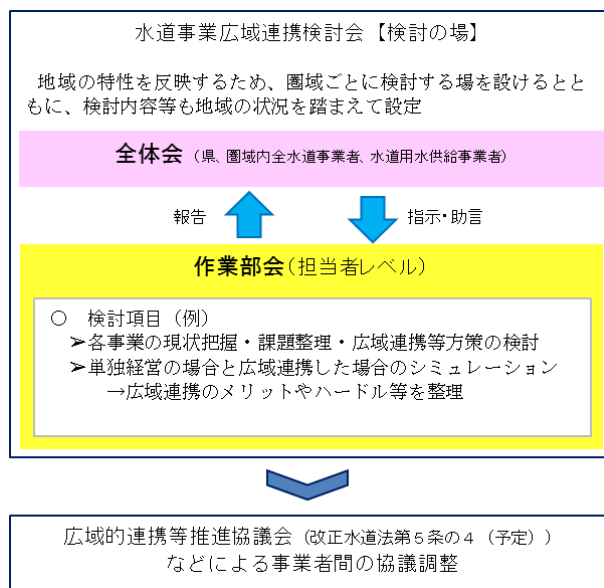


図 7-3 広域連携の進め方（例）概念図

## ○ 広域連携に向けた関係者の役割

### ■ 県

- 県内水道の方向性を示す「山形県水道ビジョン」を策定し、ビジョンに掲げた理想像を具体化するため、次のような取組みを推進します。
  - 広域連携推進のための検討の場の設定
  - 広域連携推進の先導・指導及び事業者間の調整
  - 補助金の活用助言、人材育成のための研修会の開催 など
- 広域連携を推進する事業に対する補助金を活用するなど、広域連携の促進を図ります。
- 政府に対して、広域化推進に資する補助金の拡充、経営基盤が弱い地方事業者への財政措置拡充等について、各事業者と連携して要望していきます。

### ■ 水道事業者

水道事業者は、厚生労働省の新水道ビジョン及び本ビジョンに示された将来の理想像を具現化するための方策について積極的な取組みを行うことが求められます。このため、水道事業者自らも、新水道ビジョン及び本ビジョンを踏まえた水道事業ビジョンを定め、その内容の実現に向けた取組みを積極的に進めることを期待します。

特に、地域において中心となる水道事業者においては、地域の水道事業の基盤強化のために、その組織力・技術力を活かし、近隣の水道事業者や水道用水供給事業者と連携して広域連携に向けた取組みを進めることが求められます。

### ■ 水道用水供給事業者

広域的に整備した水道用水供給事業は、県内4圏域で水源開発と施設整備が概ね完了しています。今後、水道事業と同様、水道用水供給事業でも、これから大規模な更新時期を迎えるにあたって、今後の給水量減少を踏まえた適切な施設整備計画を水道事業者と水道用水供給事業者が歩調を合わせ、地域全体の水道システムを考慮し、最も効率的で経済的な計画を策定していく必要があります。

本県における水道用水供給事業については、4圏域において県内の6割の水道水を供給しているところであり、その技術力や組織力を活かし、県・水道事業者と連携して広域連携などの取組みを進めることが求められます。



### 3 実現方策の目標設定

---

50年先を見据えて、水道の理想像を達成するために、10年後の当面の目標について、下記のとおり設定します。

---

#### (1) 「持続」可能な水道経営

---

水道事業ビジョン策定事業者の割合	100% (2016年: 53.6%)
アセットマネジメント策定事業の割合	100% (2016年: 30.1%)
広域的連携等推進協議会等の設置圏域数	4圏域 (2017年: 0圏域)
広域連携（事業統合、経営の一体化、業務の共同化等）が実現した事業者がある圏域数	1圏域以上 (2017年: 0圏域)

---

#### (2) 「安全」な水の供給

---

水安全計画策定事業の割合	100% (2016年: 4.8%)
クリプトスポリジウム対策未実施施設	0施設 (2016年: 37施設)

---

#### (3) 「強靱」な水道の構築

---

耐震化計画策定事業者の割合	100% (2016年: 6.0%)
応急給水計画策定事業者の割合	100% (2016年: 33.7%)
事業継続計画策定事業者の割合	100% (2016年: 7.2%)